

「商標法施行規則の一部を改正する省令案」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方について

・意見募集の際に寄せられた御意見・御質問に対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

| 通番 | 寄せられた御意見の概要 | 御意見に対する考え方 | 提出者 |
|----|--|--|-----|
| 1 | <p>5ページの「ストーカー」だと分かりにくく、「stalker(犯罪者)」だと思ってしまう。「stoker (炭鉱労働者)」を使うべきである。</p> <p>「蒸気過熱低減器ストーカー」なのか 「蒸気過熱低減器 ストーカー」なのか、 ちょうど改行が重なっていて、どちらなのか分からない。</p> <p>改正前は「ストーカー」で改正後も「ストーカー」なら何も変わっていないのではないか？</p> | <p>「ストーカー」は、第7類の「十六 動力機械器具（陸上の乗物用のものを除く。）及び動力機械器具の部品」の概念下に列挙されているものであって、我が国が国際分類を採用する以前より、当該別表に掲載され続けている商品表示であり、ボイラーへ石炭を供給する装置を示す言葉であることから、このタイミングにおける「ストーカー」の表示変更は特段不要と考えます。</p> <p>また、改正前の記載につきましては、「蒸気過熱器 蒸気過熱低減器 ストーカー」の表示であるところ、「ストーカー」の前にスペースを設け、当該スペースにも傍線を付していることで、それぞれ異なる商品表示として例示しています。</p> <p>なお、「ストーカー」については、御指摘のとおり、今般の省令改正案における変更はございません。「ストーカー」の前に記載されていた「蒸気過熱器 蒸気過熱低減器」を削除する省令案を表すものであり、改正前後を比較する表現方法として、御理解いただけますよう、お願いいたします。</p> | 個人 |
| 2 | <p>今般の「商標法施行規則の一部を改正する省令案」は、概ね、ニース同盟専門家委員会第32回会合（以下、単に「専門家委員会」という。）の決定内容に沿うものであり、改正案に賛成する。</p> <p>なお、以下の点については、継続して検討していただきたい。</p> <p>専門家委員会では、新たな商品として「downloadable digital files authenticated by non-fungible tokens [NFTs]」（参考訳：非代替性トークン（NFT）により認証されたダウンロード可能なデジタルファイル）が第9類に採択されたものの、我が国においては、今般の省令別表（案）への掲載が見送られている。専門家委員会により採択された表現は、多くの国のユーザーにとって、我が国を指定するマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録を行うに際し指定したいと望むものであり、また、我が国のユーザーにとっても、国内の商標出願／登録において当該商品を指定できないことをもって、当該商品に基づく国際登録を行うことができないというデメリットが生じ得る。そのため、専門家委員会が採択された表現については、我が国においても極力採用すべきであると考えている。当該商品については、「digital files」（デジタルファイル）の内容が不確かかつ広範であることから類似群コードの特定が困難である、というのが見送りの理由であると思われるが、例えばdigital filesに含まれるであろう「data files」（データファイル）については、音声・音楽・画像・映像・文字のデータに関する類似群コード（24E02, 26A01, 26D01）が、「program files」（プログラムファイル）についてはコンピュータ用・携帯情報端末用プログラムに関する類似群コード（11C01）が、「game program files」（ゲームプログラムファイル）については業務用又は家庭用のゲームプログラムに関する類似群コード（09G53, 24A01）がそれぞれ明確なものとして既に規定されていることから、「digital files」（デジタルファイル）についても上記類似群コードのうちいずれかを付与するか、又は別途新たな類似群コードを付与するなどして、我が国で採用することを前提に継続して検討すべきと考える。</p> | <p>本案を支持する御意見、ありがとうございます。</p> <p>また、検討要望のありました商品表示につきましては、いただきました御意見を踏まえ、検討させていただきます。</p> | 団体 |